

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

鳥取県規則第六十号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を
改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。
別表の表を次のように改める。

目 次

◇規 則
鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

調理士法施行細則の一部を改正する規則(健康対策課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(〃)

◇公安規則
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則(警務課)

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

小居室	区分	経済的事 情による 区分	
		金 額	(一人月額)
A 階層	合	一人で使用する場合	五〇、九二〇円
		二人で使用する場合	四九、九二〇円
	B 階層	一人で使用する場合	五五、九二〇円
		二人で使用する場合	五四、九二〇円
		一人で使用する場合	六〇、九二〇円
C 一階層	一人で使用する場合	六五、九二〇円	
	二人で使用する場合	六四、九二〇円	
C 二階層	一人で使用する場合	七〇、九二〇円	
	二人で使用する場合	六九、九二〇円	
C 三階層	一人で使用する場合	七五、九二〇円	
	二人で使用する場合	七四、九二〇円	
C 四階層	一人で使用する場合	八〇、九二〇円	
	二人で使用する場合	七九、九二〇円	
C 五階層	一人で使用する場合	七九、九二〇円	

大居室															
C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層
一〇一、九二〇円	九六、九二〇円	九一、九二〇円	八六、九二〇円	八一、九二〇円	七六、九二〇円	七一、九二〇円	六六、九二〇円	六一、九二〇円	五六、九二〇円	五一、九二〇円	一一六、〇二〇円	一〇〇、九二〇円	九五、九二〇円	九〇、九二〇円	八五、九二〇円
一〇〇、九二〇円	九五、九二〇円	九〇、九二〇円	八五、九二〇円	八〇、九二〇円	七五、九二〇円	七〇、九二〇円	六五、九二〇円	六〇、九二〇円	五五、九二〇円	五〇、九二〇円	一一五、〇二〇円	九九、九二〇円	九四、九二〇円	八九、九二〇円	八四、九二〇円

小居室								区分	
C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	経済的事 情による	
								合	一人で使用する場合
八五、九二〇円	八〇、九二〇円	七五、九二〇円	七〇、九二〇円	六五、九二〇円	六〇、九二〇円	五五、九二〇円	五〇、九二〇円	合	額
八四、九二〇円	七九、九二〇円	七四、九二〇円	六九、九二〇円	六四、九二〇円	五九、九二〇円	五四、九二〇円	四九、九二〇円	合	額

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)
 第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
 別表の表を次のように改める。

C十階層	一一七、〇二〇円	一一六、〇二〇円
------	----------	----------

大居室															
C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	C十階層	C九階層	C八階層	C七階層
一一七、〇二〇円	一〇一、九二〇円	九六、九二〇円	九一、九二〇円	八六、九二〇円	八一、九二〇円	七六、九二〇円	七一、九二〇円	六六、九二〇円	六一、九二〇円	五六、九二〇円	五一、九二〇円	一一六、〇二〇円	一〇〇、九二〇円	九五、九二〇円	九〇、九二〇円
一一六、〇二〇円	一〇〇、九二〇円	九五、九二〇円	九〇、九二〇円	八五、九二〇円	八〇、九二〇円	七五、九二〇円	七〇、九二〇円	六五、九二〇円	六〇、九二〇円	五五、九二〇円	五〇、九二〇円	一一五、〇二〇円	九九、九二〇円	九四、九二〇円	八九、九二〇円

附 則

この規則は、昭和六十二年十一月一日から施行する。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十一号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年六月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「細則」を「規則」に、「令」を「政令」に、「規則」を「省令」に改める。

第二条及び第三条を削る。

第四条第一項中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第二号及び第三条の第二項第一号」に、「様式第六号による受験願書に第二条第一項各号に掲げる」を「様式第一号による受験願書に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する資格を有することを証する書類その他知事が必要と認める」に改め、同条第二項中「様式第七号」を「様式第二号」に改め、同条を第二条とする。

第五条中「様式第八号」を「様式第三号」に改め、同条を第三条とする。第六条中「講習及び」を削り、「つど」を「都度」に改め、同条を第四条とする。

第七条の見出し中「書換」を「書換え」に改め、同条中「令第三条及び令第五条」を「政令第十一条及び政令第十三条」に、「書換」を「書換え」に、「様式第九号」を「様式第四号」に改め、同条を第五条とする。

第八条中「令第四条」を「政令第十二条」に、「様式第十号」を「様式第五号」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「令第六条」を「政令第十四条」に、「様式第十一号」を「様式第六号」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「令、規則又はこの細則」を「政令、省令又はこの規則」に改め、同条を第八条とする。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第一号(第2条関係)

調 理 師 試 験 受 験 願 書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿
年 月 日

本 籍 地 都 道 府 県 名 (国 籍)

郵便番号

住 所

出 願 者 フリガナ

氏 名

電 話 番 号

年 月 日 生
④

調理師試験を受けたいので、調理師法施行細則第2条第1項の規定により出願します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 学校教育法第47条に規定する資格を有する者であることを証する書類
- 3 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業で2年以上調理業務に従事したことを証する書類
- 4 写真(出願前6月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの)

様式第2号(第2条関係)

第 号

受 験 票

年 月 日 施行

試験場

住 所 氏 名

鳥 取 県

様式第3号(第3条関係)

第 号

調 理 師 試 験 合 格 証 書

本籍地 都道府県名(国籍)

氏 名

年 月 日 生

上記の者は 年 月本県において施行した調理師試験に合格したことを証する。

年 月 日

職 氏 名 印

様式第4号(第5条関係)

収入証紙
はり付け欄

調理師名簿訂正及び調理師免許証書換え交付申請書

職 氏 名 殿

調理師名簿の登録事項及び調理師免許証の記載事項に変更を生じたため、調理師名簿の訂正及び調理師免許証の書換え交付を希望するので、調理師法施行令第11条第2項及び第18条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

本 籍 地 都道府県名(国籍)
郵便番号 □□□-□□

住 所 氏 名

申請者 氏 名

電話番号

記

㊦

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
変 更 事 項	本籍地都道府県名(国籍)・氏名
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

添付書類

- 1 免許証
- 2 戸籍謄本又は戸籍抄本

様式第5号(第6条関係)

調理師名簿登録消除申請書

職 氏 名 殿

調理師名簿の登録を消除されるよう、調理師法施行令第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

本 籍 地 都道府県名(国籍)
郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 氏 名
申請者 電話番号

記 記

調 理 師 の 氏 名	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
消 除 の 理 由	
申請者と調理師との関係	

添付書類 死亡又は失そうの場合にあつては、戸籍謄本

様式第6号(第7条関係)

調理師免許証再交付申請書

収入証紙
はり付け欄

職 氏 名 殿

調理師免許証を破った(汚した・失った)ため、その再交付を受けたいので、調理師法施行令第14条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

本 籍 地 都道府県名(国籍)
郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 氏 名
申請者 電話番号

年 月 日生

記 記

免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
免許証を破った (汚した・失った) 年月日及び理由	

添付書類 破り、又は汚した場合にあつては、免許証

様式第七号から様式第十一号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十から二十二まで 削除

別表第二百二号中「七万九千円」を「九万千円」に、「十二万円」を「十四万円」に、「十六万円」を「十八万円」に、「二十四万円」を「二十七万円」に、「三十一万円」を「三十六万円」に、「四十万円」を「四十六万円」に、「五十万円」を「六十二万円」に改め、同表第二百三号中「三千三百円」を「四千五百円」に、「四千五百円」を「六千二百円」に、「六千八百円」を「九千円」に、「二万円」を「二万五千円」に、「二万五千円」を「三万千円」に、「三万三千円」を「四万千円」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二百三の二 良質住宅新築認定申請手数料

新築住宅の床面積の合計が百平方メートル以下の場合

四千五百円

百平方メートルを超え五百平方メートル以下の場合

六千二百円

五百平方メートルを超え二千平方メートル以下の場合

九千円

二千平方メートルを超え一万平方メートル以下の場合

二万五千円

一万平方メートルを超え五万平方メートル以下の場合

三万千円

五万平方メートルを超える場合

四万千円

別表第二百八号中「三万円」を「三万四千円」に改め、同表第二百九号中「二万七千円」を「三万千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一一号中(2)を(4)とし(4)から(6)までを二つつ繰り下げ、(8)を(4)と

し、(4)の前に次のように加える。

(40) 鳥取県家畜商講習手数料徴収条例(昭和六十二年十月鳥取県条例第二十七号)第一条の規定に基づく手数料

別表第一第一号中(8)を(9)とし、(2)から(7)までを一つつ繰り下げ、(2)の次に次のように加える。

(2) 調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第五項の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

鳥取県公安委員会規則第四号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和三十年十一月鳥取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
第四条の次に次の一条を加える。

(休業給付を行わない期間)

第四条の二 条例第十一条の公安委員会が定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため監獄に拘留されている期間、死刑の言渡しを受けて監獄に拘留されている期間、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている期間

二 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二十四条の規定による保護処分として少年院若しくは教護院に送致され、收容されている期間又は売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている期間

様式第二号のあなたが受けることができる給付の内容1の(5)中「その期間、」を「その期間(職員の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則第4条の2に規定する期間を除く。)、一円につき」に改める。
様式第二号のあなたが受けることができる給付の内容2の(3)中「265,000円」を「 円」に改める。

様式第六号の4中「(A) 265,000円+ (円×30) = 円」を「(A) 円+ (円×30) = 円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。